



地域安全ニュース

〔発行者〕山鹿警察署・山鹿地区防犯協会(0968-44-0110)

新たな手口！

金融機関ATMを利用した「ペイジー収納サービス」を悪用した架空請求詐欺

※ 事案の概要 ※

10月下旬、某県において、被害者の携帯電話に「コンテンツ利用料金の精算確認が取れない。法的手続きに移行する。」旨のショートメールが届き、メールに記載された連絡先に架電したところ、「延滞料金が発生している。今日中に35万円の支払いが必要」旨言われ、郵便局に行くよう指示され、現金を準備し、窓口営業時間外の店舗内ATM(無人)で、携帯電話で被疑者から指示されるがままATMを操作し、10万円を3回、5万円を1回の4回にわたり、計35万円を入金させられたものです。

捜査の結果、ATMで「収納機関番号」「お客様番号」「確認番号」等を入力させられ、ビットキャッシュコインを購入させられていたことが判明しました。

「ペイジー」(Pay-easy)って何？

「ペイジー」とは、税金や公共料金、各種料金などの支払いを、金融機関の窓口やコンビニのレジに並ぶことなく、ATM等から支払うことができるサービスです。(ペイジーホームページより)

犯人のメリット

- ※ 被害者が店員等と面接せず、無人のATMでの振込が可能
- ※ コンビニだけでなく、金融機関でも振込が可能

犯人のデメリット

- ※ 限度額が10万円であり、複数回の操作が必要
- ※ ATMの操作が複雑で、時間がかかる

■■■ 対 策 ■■■

- ATMで携帯電話で通話しながら操作している者への積極的な声かけ
- ATM周辺への啓発物の掲示、ATM設置場所への巡回
- 身に覚えのない請求は無視、または相談することの周知